

関係法人 代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る)指定に係る
開設前説明会の実施について(通知)

日頃より本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

本市においては、これまで新規に障害児通所支援を開設する際には、設備基準等を確認するための事前相談を行った上で、指定日の前月15日までに指定申請書の提出を行うこととしております。

しかしながら、障害児通所支援事業所が著しく増加する中で、手続きの遅滞や、不適切な運営及び誤った請求等が見受けられるようになりました。

そのため、障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る)の新規開設を予定している事業者の皆様には、指定申請前にサービスの趣旨等を十分に御理解いただくため、新規開設を予定している事業者を対象に川崎市障害児通所支援開設前説明会(以下「開設前説明会」という。)を実施することといたします。

この取扱いは、平成31年4月1日以降に新規開設を予定している事業者を対象とし、対象となる事業者は、指定申請前の開設前説明会への出席が必要となりますので御注意ください。

なお、開設前説明会は、事業所の開所時期に応じて年に数回の開催を予定しており、第一回目の開催時期は以下のとおりです。詳細については別途インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」等を用いて通知いたしますので、御確認の程よろしくお願いいたします。

<第一回開設前説明会>※予定

開催時期 平成31年1月中

対象 平成31年4月から同年7月に開設予定の事業者

障害計画課事業者指定担当

TEL 044-200-2927

FAX 044-200-3932

これまで(平成31年3月までに指定を受ける場合)の指定申請の流れ

時期の目安

事前相談は、指定前々月の上旬に電話にて予約する必要があります。

指定前々月中旬

指定前月15日まで

事前相談
(設備基準等の確認)

指定申請書類提出

審査

指定・運営開始

事業所の開設時期、場所について確認します。この相談において設備基準の確認を行うので、図面等を持参してください。

指定前月15日が申請書を提出する締切となります。

変更後(平成31年4月以降に指定を受ける場合)の指定申請の流れ

時期の目安

事前相談は、指定前々月の上旬に電話にて予約する必要があります。

変更内容

指定前々月中旬頃

指定前月15日まで

開設前説明会
に出席

事前相談
(設備基準等の確認)

指定申請書類提出

審査

指定・運営開始

開設前説明会の出席が必要となります。

事業所の開設時期、場所について確認します。この相談において設備基準の確認を行うので、図面等を持参してください。

指定前月15日が申請書を提出する締切となります。